

平成18年11月6日  
消 防 庁

## 平成18年秋季全国火災予防運動の実施

### 1 実施期間

平成18年11月9日（木）から11月15日（水）まで

### 2 全国統一防火標語

『消さないで あなたの心の 注意の火。』

### 3 目 的

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

### 4 重点目標

#### (1) 住宅防火対策の推進

6月1日に改正消防法が施行され、新築住宅については住宅用火災警報器の設置が進んでいるところですが、既存住宅についても住宅火災による死者の低減という本来の目的を踏まえ、市町村条例で定める日（別添1参照）を待つことなく、住宅用火災警報器の早期設置を促進します。

また、地域が一体となって、関係機関及び関係団体と連携し、安心・安全なまちづくりの一環として、高齢者等の災害時要援護者を中心とした防火安全対策を推進します。

#### (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

平成17年中の放火による火災は、7,225件で平成9年以来連続して出火原因の第1位になっています。このことから「放火火災防止対策戦略プラン」（※1参照）を積極的に活用し、放火火災に対する地域の対応力の向上を図るとともに、物品販売店舗等における、死角となりやすい箇所可燃物の整理整頓、避難経路の確実な確保等を徹底していただき、放火火災防止対策を一層推進します。

#### (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

本年1月の長崎県大村市で発生したグループホーム火災等を踏まえ、特定防火対象物等（※2参照）における防火管理体制等に対する指導を行う

とともに、消防用設備等の維持管理や防災物品の使用等の徹底を推進します。

また、違反のある特定防火対象物、小規模雑居ビル等に対する違反是正指導など、関係機関等との連携強化を図り、総合的な防火安全対策の徹底を推進します。

## 5 地域の実情に応じた重点目標の設定

- ① 地域における防火安全体制の充実
- ② 震災時における出火防止対策等の推進
- ③ 大規模産業施設の安全確保
- ④ 電気火災予防対策の推進
- ⑤ 消火器の適切な維持管理

## 6 その他

気象条件等の関係から一部道県においては時期をずらして実施しています。（北海道及び青森県については既に終了しています。）

※時期をずらして実施する道県

北海道	10月15日から10月31日まで
青森県	10月23日から10月29日まで
秋田県	11月5日から11月11日まで

### ※1 「放火火災防止対策戦略プラン」とは？

平成16年12月に消防庁に設置した「放火火災防止対策検討会」（委員長：小出治東大教授）においてとりまとめた、個人・事業所・地域・住民・自治体等が放火火災の防止に向けた対応を行うに当たっての総合的な対応マニュアルです。

放火されない環境づくりには、地域住民一人ひとりが積極的に放火火災に対する注意を心がけることはもとより、関係行政機関、町内会及び住民等地域が一体となって、継続的に対策を行っていくことが必要です。

「放火火災防止対策戦略プラン」の詳細は消防庁ホームページに掲載しています。

### ※2 特定防火対象物とは？

飲食店、物品販売店舗、ホテルなどの不特定多数の人が出入りする防火対象物、又は病院、老人福祉施設、幼稚園など災害時要援護者が利用する防火対象物をいいます。

特定防火対象物以外の共同住宅、学校、工場、倉庫、事務所などは非特

定防火対象物といたします。

詳細な区分は消防法施行令別表第一に定めています。

**【添付資料】**

別添 1 住宅防火対策の推進

別添 2 平成 18 年秋季全国火災予防運動ポスター（モデル：上野真未さん）

別添 3 平成 18 年秋季全国火災予防運動実施要綱

連絡先 消防庁予防課予防係 予防係長 會田 総務事務官 石附 T E L : 03-5253-7523 F A X : 03-5253-7533
---